代理納付された金品の返還に関する事項等	ア　生活保護法第37条の２に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ　生活保護法第37条の２に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ　保護の実施機関が代理納付を行う場合､代理納付を受ける登録事業者は､代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。
その他特記事項	

備考

1　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。

2　登録事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。

3　登録事業者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

4　「被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情」欄には、家賃等の滞納期間及び額などの家賃等の滞納の状況、被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある事情などを具体的に記載すること。

5　「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。

6　住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。

7　家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。